平成二十年四月から平成二十一年三月まで	○・九四九
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	○・九六三
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	○・九七〇
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	○・九七〇

第一条第八号の表を次のように改める。

昭和六十二年三月以前	一・二七二
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二三九
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二〇九
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一三六
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇八四
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇五四
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇三二
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇一三
平成七年四月から平成八年三月まで	○・九九一
平成八年四月から平成九年三月まで	○・九七九
平成九年四月から平成十年三月まで	○・九六六
平成十年四月から平成十一年三月まで	○・九五五
平成十一年四月から平成十二年三月まで	○・九五四
平成十二年四月から平成十三年三月まで	○・九五四
平成十三年四月から平成十四年三月まで	○・九五三
平成十四年四月から平成十五年三月まで	○・九六二
平成十五年四月から平成十六年三月まで	○・九六五
平成十六年四月から平成十七年三月まで	○・九六六
平成十七年四月から平成十八年三月まで	○・九六七
平成十八年四月から平成十九年三月まで	○・九六七
平成十九年四月から平成二十年三月まで	○・九六五
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	○・九四九
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	○・九六三
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	○・九七〇
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	○・九七〇

第一条第九号の表を次のように改める。

昭和六十二年三月以前	一・二七六
昭和六十二年四月から昭和六十三年三月まで	一・二四三
昭和六十三年四月から平成元年十一月まで	一・二一三
平成元年十二月から平成三年三月まで	一・一三九
平成三年四月から平成四年三月まで	一・〇八七
平成四年四月から平成五年三月まで	一・〇五七
平成五年四月から平成六年三月まで	一・〇三五
平成六年四月から平成七年三月まで	一・〇一五
平成七年四月から平成八年三月まで	○・九九四
平成八年四月から平成九年三月まで	○・九八二
平成九年四月から平成十年三月まで	○・九六九
平成十年四月から平成十一年三月まで	○・九五八
平成十一年四月から平成十二年三月まで	○・九五七
平成十二年四月から平成十三年三月まで	○・九五七
平成十三年四月から平成十四年三月まで	○・九五六
平成十四年四月から平成十五年三月まで	○・九六二
平成十五年四月から平成十六年三月まで	○・九六五
平成十六年四月から平成十七年三月まで	○・九六六
平成十七年四月から平成十八年三月まで	○・九六七
平成十八年四月から平成十九年三月まで	○・九六七
平成十九年四月から平成二十年三月まで	○・九六五
平成二十年四月から平成二十一年三月まで	○・九四九
平成二十一年四月から平成二十二年三月まで	○・九六三
平成二十二年四月から平成二十三年三月まで	○・九七〇
平成二十三年四月から平成二十四年三月まで	○・九七〇

第二条の見出しを「（平成二十三年度以後における停止解除調整変更額及び支給停止調整額の改定）」に改め、同条中「平成二十二年度」を「平成二十三年度」に、「四十七万円」を「四十六万円」に改める。

第三条の見出しを「（平成二十三年度における俸給年額改定率に関する読替え）」に改め、同条中「平成二十二年度」を「平成二十三年度」に改め、同条の表を次のように改める。